平成２９年（再イ）第７０号
大阪府岸和田市作才町１－５－９レオパレスメルツェⅣ203
再生債務者　宮本育成こと　李　　育成
1　決議に付する再生計画案　平成30年１月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月８日まで
平成30年２月８日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再イ）第３０８号
北海道江別市東光町44番地の12
再生債務者　有ノ木かがり
1　決議に付する再生計画案　平成30年２月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月９日まで
平成30年２月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２７号
北海道小樽市緑２丁目７番13号　シティドリーム201号
再生債務者　小川　裕誠
1　決議に付する再生計画案　平成30年２月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月９日まで
平成30年２月９日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（再イ）第３８号
福井市日之出２丁目７番７号
再生債務者　土田　敏明
1　決議に付する再生計画案　平成30年１月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月９日まで
平成30年２月９日　福井地方裁判所

平成２９年（再イ）第５２号
滋賀県甲賀市水口町山710番地33
再生債務者　小川　　昇
1　決議に付する再生計画案　平成30年２月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月９日まで
平成30年２月９日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第７９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目２番16号
再生債務者　貫戸由紀子
1　決議に付する再生計画案　平成30年２月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月９日まで
平成30年２月９日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２９年（再イ）第２８号
奈良市芝辻町２丁目７番８－313号
再生債務者　乾　　洋平
1　決議に付する再生計画案　平成30年１月19日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月９日まで
平成30年２月９日　奈良地方裁判所

平成２９年（再イ）第２３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2956番地　フィオーレ103
再生債務者　奥野　　崇
1　決議に付する再生計画案　平成29年12月18日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月12日まで
平成30年２月９日　前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（再イ）第１２３号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番16－504号　新鶴団地
再生債務者　菊池　美佐
1　決議に付する再生計画案　平成30年２月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月12日まで
平成30年２月８日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第２４号
滋賀県蒲生郡日野町松尾２丁目２番地　コテージ千秀３－Ｇ号
再生債務者　髙瀬　憲二
1　決議に付する再生計画案　平成30年１月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月16日まで
平成30年２月９日　大津地方裁判所彦根支部

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の一部失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第405号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の一部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成30年２月23日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成30年１月29日登録一部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録事業に係る計量器の校正等の事業の範囲
0031	株式会社ミツトヨ 神奈川県川崎市高津区坂戸一丁目20番地１号	株式会社ミツトヨ　テクノサービス事業本部　宇都宮キャリブレーションセンタ 栃木県宇都宮市下栗町2200番地１	長さ、温度	温度

首都高速道路工事一部完了公告

首都高速道路株式会社において実施中の首都高速道路の工事が下記のとおりその一部を完了しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成30年２月23日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕

記

1　路　線　名　都道首都高速６号線
2　工事の区間　東京都葛飾区堀切四丁目から同区小菅三丁目まで
3　工事の種類　改築工事
4　工事完了の日　平成30年２月24日

公示送達

小松原健哉氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成30年２月23日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成29年綱第739号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成30年２月23日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

近畿経済産業局・近畿地方整備局・大阪府公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成30年２月23日

近畿経済産業局長　森　　清
近畿地方整備局長　池田　豊人
大阪府知事　松井　一郎

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

・レインボーブリッジ事業協同組合
大阪市中央区内淡路町一丁目３番７号

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、当該主任の大臣及び大阪府知事に対して審査請求をすることができます。